

📌 【--養子縁組の取消し_準用される諸規定--】

詐欺や強迫を原因として養子縁組を取消す場合の取扱いや養子縁組の取消しの効果については、婚姻の取消しの規定が準用されます。(民法第 808 条)

📌 【--詐欺又は強迫による養子縁組の取消し--】

詐欺や強迫を原因として養子縁組を取消す場合には、民法第 747 条「詐欺又は強迫による婚姻の取消し」の規定が準用されます。

騙されたり、強迫された事によって養子縁組の届出をした者は、『詐欺又は強迫による婚姻の取消し』と同様に、その取消しを家庭裁判所に請求することが出来るのです。

上記の養子縁組の取消し請求は、騙された者がこれに気付き、又は強迫された者がその強迫から逃れてから 6 ヶ月を経過してしまうと、取消し請求権が消滅してしまいます。また、6 ヶ月を経過していなくとも、その騙された者又は強迫された者が、改めてその養子縁組を承認(追認)してしまうと、やはり取消し請求権は消滅してしまいます。

ちなみに詐欺や強迫を原因として婚姻を取消す場合におけるその期限は、詐欺に気付き、又は、強迫から逃れてから 3 ヶ月以内に請求すべき事とされており、請求期限が養子縁組の取消しの場合と異なっております。

📌 【--養子縁組の取消しの効力--】

養子縁組を取消した場合の効力については、民法第 748 条「婚姻の取消しの効力」の規定が準用されます。

つまり、その養子縁組は、取消されるまでは「有効」、取り消された以降は「無効」になるということです。

📌 【--養子縁組の取消しと財産の返還--】

養子縁組が取り消された場合、取消される以前にその養子縁組によって当事者が財産を得ていた場合はどうなるのでしょうか？

この場合、その財産を得た当事者が、その養子縁組をした時点において、将来その養子縁組が取消される事を知らなかった場合には、「養子縁組が取消された時点で現に残っている財産」を相手方へ返還しなければなりません。

一方、養子縁組が取消された場合において、その当事者がその養子縁組をした時点で、将来その養子縁組が取消される事を知っていたときは、その「養子縁組によって得た財産の全部」を返還しなければなりません。また、その返還請求者が、将来において養子縁組が取消される事を知らなかった場合には財産を返還する者は返還請求者に対し損害賠償をする責任も発生します。

例えば、養親になる者(甲)を騙して、乙が養子になったとします。乙は、将来においてその養子縁組が取消される事を知っていますが、甲はその事実を知らないとします。この場合に、その養子縁組に関連して養子である乙が、養親である甲から 1 億円の現金を贈与され、その後、養子縁組が取消された時点において、乙の手元に 100 万円しか残っていなくても甲は 1 億円を返還しなければならない、という訳です。

しかも、乙は甲に対し損害賠償をする責任も生じてしまうのです。

相手を騙して養子縁組をして悪いことをすると、後々こっ酷い目に遭うという事です。ね。